

# ロック政治思想の再検討（二）

友

岡

敏

明

次

序  
章

I

（以上、本誌、第七卷第一号）

II

伝統的解釈以後（本号）

III

初期ロックの思想形成

第一章 政治学原理論

II

自然法理論

第三章 政治と宗教

III

## 序 章

## III

## 1 伝統的解釈以後

さて、ロック研究史上的「伝統的解釈」から新規の時期に眼を移す段となつた。右に述べたように（「ロック政治思想の再検討（一）」、本誌、第七巻第一号）、ガフの『ジョン・ロックの政治哲学』まさに出現した諸ロック解釈を「伝統的解釈」として来たのであるが、しかも、このガフの書の第一版出版（一九五〇年）以来現在に至るまでのおよそ三〇年間にわたる諸研究家の業績が、「伝統的解釈」が遺した「ロック政治思想における伝統と近代の絡合い機構」の解明の課題にどのような光明を投げかけているかを摘出しようといふのである。

ガフのこの著作をもつてロック政治思想研究史における一つの区切りとするには、実は、単なる便宜的意味合い以上のものがある。それは、この書が「ロック政治哲学のやぐてについての連続的で網羅的な説明」を狙つたものではなかつたにせよ、<sup>(1)</sup>「ロックの眞実の目標」(Locke's real aim) なり「眞にロックの見解」(really Locke's position)<sup>(2)</sup>たるものを探めて、ことにも過去の解釈史においてロックが蒙つた「ロックの一般的な政治的態度に対する非共感的な批評家たる」の觀点からする「重大な歪曲」<sup>(3)</sup>からロックを救出しようとした点にある。およそ五〇年間にわたり過去のロック解釈史は、ロックの議論において——特に自然法論、同意論、財産論等の局面において顕著に——「非一貫性」(inconsistency) が見られるとして、極端な場合には、そのゆえに「思想家たるの資質を彼[ロック]に

否認する<sup>(5)</sup>」ことさえあつた。こうした過去のロック研究上の諸「実績」を「総れらむ」と的に洗直し、ロック政治思想の「眞の姿」を捕捉しようとしたのがガフであった。そしてそうする場合にあって、ガフの解釈態度は、当然なことながらロックに対し極めて同情的たらざるを得ないものでもあつた。だが、このガフの同情的な解釈傾向は、特殊ガフ的な側面を持ちつつも、現在に至るまでの有力なロック解釈の型<sup>(6)</sup>の原形を呈し、しかも「ロック政治思想における伝統と近代の絡合い機構」の解明というわれわれの課題設定の観点からしても実り多い分析結果を含むものである。時間の秩序に些か逆つて結論めいたものを先取りするならば、ガフの解釈態度に胚芽的に宿された分析態度は、ダンやラスレット等の「歴史家」によるロック像<sup>(7)</sup>、R・ポーラーのような哲学専攻者によるロック像<sup>(8)</sup>、G・J・ショシエットやR・アシュクラフトやセリガー等の政治学者やH・モールズ等の経済学者の手に成るロック像等を生み出した関心のおきどりと等質的であり、伝統的諸原理との架橋なき近代主義の一元的ロック像を提示する解釈学の一派——A・P・ブローガン、J・アーロンソン、ロックス、E・サンドス、F・E・ディヴィアイン等——の頭田シユトラウスが掲げる関心のおきどりとは極度に異質である。實に、現在にいたるまで、「もし『統治論』の」行間を読む(read between the lines)ならば、われわれはイギリス一七世紀の憲政の歴史的諸特徴(historic features)を認めぬのである<sup>(11)</sup>」といふガフのロックの「読み」方は、そのままムターティス・ムタンディイス、一方において「非歴史的な〔対ロックの接近〕態度」を排しつゝ、他方においてロックの議論に対し「最精密な吟味」を施す」としてつまり「政治的経験に照らし、しかも彼「ロック」の議論の各層間の論証可能な相互関係性の文脈において」ロックの議論を考え抜く(thinking through)、その論理的可能性を突きつめる(developing

implications)」などによつて、「ロック的議論の内的な一貫性と統一性 (coherence and unity)」を提示しようとしたセリガー<sup>(12)</sup>において、また「単に概念的のみならず心理的でかつ社会学的なものを得ない」諸根拠に立つて「ロックの全企図の核心に存する向見すと憶病さと、平穏主義と急進主義と、率直さに欠ける点と誠実やとのあわどい均衡 (odd balance)」を説明しようとしたダン<sup>(13)</sup>において、繼承され、そしてショトラウス一派のとは双壁の一方を成すロック像を結実させて來たのである。だが、ガフに端を發し対ロックの共感に溢れかゝ首尾一貫的なロック像を生み出して來た手法がわれわれの問題提起に対して持つ意味関連は何かといえ、それはけつして全的な解答を視野に収めたものと評価し得るものではない。ロック著作の文理的な内容とそれを取り巻く歴史的環境との交合点にロック思想像を結ばんとするガフ系列下の手法は、むしろ、われわれの課題への解答そのものというよりはロックの議論ないし概念の歴史的意味の確定という形での、われわれの課題接近上の過程への重要な貢献を示すに他ならないのである。

それでは、その貢献の態様は具体的に何であらうか。これへの答えは、しかしながら、いゝでは網羅的ではあり得ないので、「自然法」ならびに「同意」というロック政治思想で最も重要な位置を占めるキー・ワードをめぐる成果で例示しておくに止めよう。

（一）ロック自然法思想については彼の全政治思想の性格を占う試金石は、功利 (utility)・快樂 (hedonism) の原理と理性 (reason)・知性 (intellect) の原理との間の「非一貫性」(inconsistency) の処理の仕方にある。ガフの系譜下に立つロック像は、いの「非一貫性」を“表見的”として処理するに成立している。だが、その“表見的”

性格を指摘する点では、シユトラウス的ロック像も同じである。そこで、ガフ的手法が生んだロック像において右の両要素間の「非一貫性」の「表見的」性格が主張されるそのゆえんを説明する根拠にまで言及されなければならない。この点において、「ロックは徹底した合理主義者でもなく、徹底した快楽主義者でもなかつた。……ゆし」「七世紀のプロテスタンント・キリスト教徒から期待される」一信仰の諸前提が認められるならば、一貫性をもつて(*without inconsistency*)、万事、辯證が合つたのである<sup>(14)</sup> というガフの言は、それ自体では一種エニグマティックな響きを持つことはいい、彼以後の共感的ロック像において精緻化されて行く素材を示したものである。勿論、ガフがそのような「信仰」という統合化原理を示したのは『人間知性論』が経験論・快楽主義的要素という「表見的」非一貫性の一方の極を弁するという形においてであつて、『人間知性論』内における経験と知性、事実と価値、相対性と絶対性の複合的調和を計らんとしたJ·W·ヨーレトン、ボラーン、H·アースレフ、「功利の定理 (theorems of utility)」と「伝統的規準」とのロック自然法概念内における「共存」を理性の行使という極面において当然視し、『統治論』のみの考察に焦点を絞つたセリガー等とは、問題のたて方において微妙な相違を見せてゐる。しかし、ロックを自然主義的・機械論的決定論——ホップズ主義がその象徴的名辞とされているが——から救出し、ロック思想に「自由」と「価値」を刻印した根源としてキリスト教徒・ロックを指定する点においては、彼らをまさにガフの系譜下におき得るものなのである。彼らにあっては、まさに、「動機」(motivation)と「義務」(obligation)の区別のロックにおける敵対と万物の創造主という根源的実在を媒介にした両者の連続——快楽の延長線上にある永遠の償罰 (ここに "神" が顔を出す) に対する人間の側における感受性 (人間理性の創造因としてかかるいは信仰を賦与

する救い主として、ここにも“神”が顔を出す）——こそ、ロックをホップズから区別する標識であったからである。いうまでもなく、こうしたロック倫理学に対してロック自然法觀は相即的であつて、そこには自然法觀念と功利原則とのいぢれがロックの真意であるかといった問題は存在しない。かくて、ガフ的ロック像は、シユトラウス一派がこうした問題定立に基づいて、ロックを利己的、快樂主義的、自然主義的、事實主義的、決定論的といったあらゆるホッピズム的範疇でもつて統轄しようとしたのとは対照的である。ガフ等にとって、ロック自然法は“神”在るがゆえに存在し、拘束力を有し、人間の側においてもその理性・信仰の両レヴェルにおいて“神的”被造としての構造と“神的”救いの対象たることによって、本來的に合自然法的な対応が存在するのである。“神”を根底におく、このようなロック自然法觀の解釈は、一方においてロックの問題的な兩著作——『人間知性論』と『統治論』——の間を架橋するとともに、他方においてロックを「ストアーキリスト教的伝統」下におくことになる。ガフは、『統治論』に見られる類の「個人主義はプロテスタント・キリスト教徒の強調点と調和的であり……、所詮、『人間知性論』で展開される哲学と一致する」とい、<sup>(15-a)</sup> ダンは、キリスト教徒・ロックの「宗教的確信」・「宗教信仰」を前提にした自然法觀によつて「二つの著作の関係はそれほど驚くべきものと思えなくなり得るだらう」と述べた。<sup>(15-b)</sup> そして、このガフ的ロック像の自然法の局面における根源的なキリスト教信仰のゆえに、ロックはヨーロッパの伝統的思考に連れ戻されるのである。だが、今回は、ガフ以前の伝統的解釈とは異なつて、功利的・快樂的因素をも包みこんだ統合的な説明原理としてのキリスト教の指摘である。確かに、この点においては、ガフ以後の、そしてガフの系譜下に立つロック解釈史は、例えばセイバインやラッセルが示したキリスト教と功利主義の併

記で終る二元的ロック像<sup>(16)</sup>からの統合的解釈への進歩を示すものである。しかしながら、こうしたガフ以後のロック研究史の一いつの成果を認定した次の瞬間に、われわれは、直ちに、この成果のわれわれの課題に対して持つ意味を問わなければならない。すなわち、それは、自然法観を通じて認められるロック思想に冠たるキリスト教信仰の、われわれの課題接近に対し有する貢献態様を問うことである。

「」とは、一七世紀の時点におけるある思想へのキリスト教の浸透がその思想の伝統性を無条件に担保するか否かに関わっている。いわゆるラヴレイス・コレクション公開（一九四七年）以来の『世俗権力』論や『自然法論』から『キリスト教の合理性』にいたるロック全生涯の事績——いまでもなく日記類・書簡類を含めて——を精細に通覽し得たダノによる、「実質的にキリスト教の神の存在を彼〔ロック〕が確定したと感じるために神の存在を論証するにすぎない」と必要と感じている<sup>(17)</sup>とが、こうした問題「かなわぬ神の存在と神の理性的属性の問題」に関する彼〔ロック〕の探求において繰り返し明らかとなる」という判断は、この点における豊かな示唆を含んでいる。ダノによれば、人間的領域（人間の理性と自由ないし人間の無知と悪徳）と神的領域（神の全知・全能、神の力と愛）のロックにおける関係だけは、「唯信的両立性」（fideist compatibility）に基づくのであって、けっして存在論的積み上げによるものではなかつた<sup>(18)</sup>。それもそのはず、認識論を扱いしたがつて“純粹”哲学の書と目される『人間知性論』自体が、既に、深く道徳的な意味連関を持たせられ、「思考の道徳」（morals of thinking）、「人の同意を「規制する」義務」（duty of ‘regulating’ one’s assent）を扱う書として、実践的色彩を色濃くしたのである。『人間知性論』を広汎にその分析対象としたボーラーの書が『ジョン・ロックの道徳的政治学』（La politique morale de John

Locke) と銘打たれたのは、この点と揆を一にしており、けつして孤立的現象ではなかつたのである。ただ、ポラーノが神がロック的体系の転回点を成しているとしながらも「その神が〔スピノザ的〕神つまり自然といった類のものと大変違つたものであるかどうか」の考察を差し控えた点からさらに一步を進め、ダンの場合のように自然法の局面からロック思想の根底にある統合的原理をキリスト教的「唯信論」と認定する場合には、ロックにおけるキリスト教的因素の持つ伝統・近代の絡合い機構解明にとっての有意性を一層鮮かに浮き立たせざるを得ないのである。この点を簡明に理解するには、前稿におけるラムプレヒト——形而上学的秩序のいわば semi-vacuum における「教条主義」——とポドワイエール——「健全な倫理学と形而上学」の欠如と「世界の神的起源および人間の靈的本性に対するキリスト教的信仰」の併立——が着けた先鞭を想起するだけであると思われるが、なおも「恩寵は自然を廃棄せず、かえつてこれを完成すると、う古典的信念」がロック的知性にとって「重苦しいイロニーの性格」のものとしてのしかかるというダンの言明は、そのことの確認として有効であろう。

いうまでもなく、この「恩寵は自然を廃棄せず、かえつてこれを完成する」(gratia non tollit naturam sed perficit) というトマスの名言は、専らトマス個人の「天才の鼓動」を伝えるに止まらず、理性と信仰の調和を可能と信じた中世精神全体の最高度の表現であった。<sup>(25)</sup> ロック政治思想における伝統・近代の絡合い機構を問題とする場合において、こうした、いわば中世知的生活における楽天的基調が、「重苦しいイロニーの性格」を纏わざるを得なかつた一七世紀の精神風土の衝迫とこれに対応するロック思想の構造が問われなければならないのである。

(二) ガブ的ロック解釈の系譜下にあって、「同意」の観念も「自然法」観念と同様に、ロック思想に一七世紀的

特殊性を賦与する契機となる。ガフによれば、単に「政治的義務の本性や個人・国家間の関係といった一般的な問題の解決を提供する哲學的著作<sup>(26)</sup>」でも、また単に「環境における得策」に衝き動かされて成立した「時事論文<sup>(27)</sup>」でもないといった『統治論』の全体的な性格が、ロックの「同意」観念の意味の確定の際にも最大限に考慮されねばならない。なぜならば、「同意」観念が「自然権」、「自然状態」、「服従義務」、「抵抗権」等と連動して「純粹理性」の推理のベルトコンヴェアーに乗る限り原理的な、したがつて“永遠的”、“超ないし無時間的”な意味を担い得るのであるが、そのような“永遠的”側面において捉えられ得る観念が時事的状況の中から生まれ出て来たことを十分に考慮してはじめて、殊に「“同意”という用語を漠然とそして曖昧に使用した」<sup>(28)</sup>ロックの真意を理解し得るからである。このようにして照らし出されたロック像の下では、例えば、ロックが「厳格に個人の同意と“国民”的漠然たる同意との間の相違」——その相違は一七世紀の背景を離れれば、個人主義者ロックが集団主義者ロックかの論争、あるいはロックは社会ないし団体を「実在的人格」と考えたかそれとも団体的人格を「虚構」と考えたかの論争に発展していく——に気付かなかつたとしても、「ロックが真になしつつあつたことは」伝統的なイギリス憲政の成長の危機的な時期にあって、ロックの時代に流布していた「政治哲学の用語でもつて」「恣意的権力に対する絶対君主の請求権を論駁する」ことであった。<sup>(30)</sup>かくて、「同意」の局面から得られるガフのロック像の特徴は、通常ロックの政治学史上における圧倒的な重要性を「同意」原理の確立におくのに対し、その原理を一旦、状況に環元する点に存在したのである。だが、ガフは、この点に止まるのではなく、次の瞬間には、状況に潜む原理がロック——ならびに「ロックと同時代のホイッグたち」——の手によって定式化を得た側面をも指摘する。すなわ

ち、その定式化——恣意的統治に反対する“同意による統治”——には、時移り状況が変つても、例えば「世論に対する感受性を保有し」、「代議的諸制度と言論の自由によつて〔世論と〕氣脈の通じた」、さらには「反対を力によつて窒息させる必要のない」、「立憲的タイプの統治」の主張として通用するような、普遍的・価値的要素が盛り込まれていたわけである。<sup>(31)</sup>しかしながら、この普遍的・価値的要素を現代人の暗黙の価値意識に訴えることによつて自明のものとすることには多大の問題性が含まれていようし（例えば、功利主義、觀念論・価値中立性を標榜する科学主義、社会主義、資本主義といった思想的・実践的遍歴を経て來た現代は、ロックの時代とは比較にならぬ程、複雑である）、なによりもロックを鼓舞した精神と現代の「立憲的タイプの統治」を鼓舞する精神との無媒介的な類推によるロック政治論への価値付与には、ガフ自身の方針を逸脱した「端的に非歴史的」な手法に陥る危険性が伴なうであろう。そこで、ガフとしては、この陥穽の周囲に施すべき防護柵として一層内在的・歴史的な観点からの、ロック「同意」観念における“普遍性”と“価値性”的ゆえんたる点の同定を試みねばならぬはずであった。この照準の下にガフを吟味するとき、そこには、先きに述べた「恣意的権力に対する絶対君主の請求権を論駁」せねばならぬ状況下にあつて「自然法」的価値の防衛を意図したロック、<sup>(32)</sup>「フィルマーおよび君王神權を特別に攻撃し……同意」という語に共感を寄せている<sup>(33)</sup>ロック、したがつて個人の存在を強調する方向に傾いているのはいえ「共同体と対立せしめて個人を擁護したのではなく」、「フッカーとは所詮大してかけ離れていない」立脚地から「真正の政治的義務の理論を同意観念に基づかせようと努めた」<sup>(34)</sup>ロックといった像を得る。要するに、けつして体系的とはいえないガフの描写からわれわれが手にする、「同意」観念の局面から捉えられたガフ的ロック像は、絶対服従理論に対

抗する一七世紀イギリスのリバーラルたちといった景観の中で神の意志の表現たる自然法の命令という“価値”を政治に貫徹せんとして、そうした“価値”的体現者たる“個人”による同意の理論——「真正の政治的義務の理論」——の構築を狙ったロックというやうのである。

こうしたガフ的ロック像は、勿論、彼だけに終わらないのであって、数々の後継者・敷衍者を見出して来た。例えば、ボーラーン、セリガー、ダンをその典型として挙げることが出来るであろう。

ボーラーンにとって、ロックの「同意」が創り出す「主権的人民」は、確かに、「近代国家の全歴史を支配するに至った」要素を分有するが、にもかかわらずその「人民」とは、自然法命令の貫徹という「目的論的存在」(une existence théologique)、「法的存在」(une existence de droit)の性格を有するものである。<sup>(36)</sup> この点ボーラーンの解釈においてロックとストア的伝統、フッカーとが多くの一致点を見るのは、不思議ではない。<sup>(37)</sup> それはともあれ、ロックの「同意」観念は、自然法的義務を政治的義務に転化せしめる触媒的な機能を果たし<sup>(38)</sup> たすれ、功利的個人主義的政治概念の創出を意味するものではない。「フィルマーが概念した」とき族父的社会が純粹に物理的な決定という意味で自然的社会である<sup>(39)</sup> のに対し、ロックの同意論的社會は、「自由たることを固有の本質とする本性〔つまり人間〕」が「自己を保存し發展せしめね」<sup>(40)</sup> ことが自然的〔本性的〕であるという意味において「自然的」である。ところで、自然（法）的命令に従う場合における態様は、“強制”にあるのではなく自由存在についてのみ語り得る「義務」の履行である。そして、ロックの「同意」は、この「自然法」命令に従う「義務」履行の態様をもつて、「自然法」を全うすべき「理性」の命令——「政治社会」(la société politique)の建設・運営——に服従する<sup>(41)</sup>。

である。この「同意」が理性的な人間の自由な行為である以上、それは“人間の業”的(*artificiel*)であるのだが、理性的である以上“合自然法的”(*conforme à la loi de nature*)たるを得ず、ここに“人為的”でかつ“合自然法的”行為によつて結果する政治社会もまた「人間の人為的作品であると同様に」「自然的作品」でもあるのである。<sup>(41)</sup> だとすれば、「同意」とは、「個人ならびに個人の人間本性の自由な開花に第一義的に関わる」道徳と関連を持つつむじれとは区別された領域である、「政治体」(*les corps politiques*)に関わる政治において「自然法」目的を貫徹するための装置であるというのが、その本質的意味になる。<sup>(42)</sup>

だが、ポラーンの解釈において、何故「同意」観念がロック政治論において優越的な地位を占めているのか特別に明確な説明は見られない。仮りに「同意」観念を何らの矛盾なくその中に包摂する形でロック政治思想にストア的目的論が流れているとしても、その「同意」観念が政治論展開の基軸として採用されたについての歴史的評価が当然求められるであろう。この点で一步を進めたのは、セリガードである。セリガードは、ロックにおける「同意」観念の使用を一七世紀政治論著作家たちの「常備観念」ないしは当時の知識人の日常語とも化していた「自由主義的用具」で説明したガフや、「眞の、そして有効な自由主義」哲学の内的統一性の枠内で処理しようとした。ポランとは異なり、ロック政治思想における近代性の刻印として彼の「同意」観念を扱つたのである。<sup>(43)</sup> セリガードは、一七世紀自由主義政治思想の典型としてロックを扱い、その内的統一性と後代の自由主義理解との相違とを明らかにしようとする点では、ガフの後継者であると位置づけ得るが、その後継者である態様は、ガフの再論以上である。すなわち、セリガードによれば、ロックの「同意」観念は、「目的と義務のヒエラルキーが概ねヒエラルキカルな社

会秩序に呼応してゐる古典・中世自然法——そいでは各社会階層の成員の「特殊な義務」がその成員の「特権」を生起せしめる——秩序を「個人の権利が明らかに義務を生起せしめる」秩序へと転換する鍵となつてゐるのであつて<sup>(46)</sup>、しかもこの個人間の「理性的能力の差違」(differential rationality) を前提とする客観的に先在する自然法の認識への総参加——理性・信仰・伝統等の諸経路を通じての——<sup>(47)</sup>、これに基づく「自然法を効果的に持ち出す権威の社会的拡散 (social diffusion)<sup>(48)</sup>」したがつて政治権力による「[自然法といふ] 永遠の規準の個別的適用」(particularizations of the eternal rule) に対する「庶民」の拒否権——抵抗権——を認証するロック政治思想の集約的表現なのである。セリガーベーがこのようなロック「同意」観念の理解を抱いた背後には、明らかに、人權ないし人格の尊厳への覺醒を、トマス・アクィナスに代表される中世の伝統に一定の尊敬の念を配剤しながら、自由主義の理念の嚆矢とする態度が存在する。セリガーベーによれば、「伝統的自然法の枠組のなかに個人主義的倫理を収納しようとした」ロックの政治論は、「歴史的状況」(historical conditions) に強いられて「個人の意志・活力・創意のために弁じた」ものとなつた。けれども、それは單なる「歴史的状況」に対する反作用で終つたのではなく、「個人の福祉と尊嚴」(well-being and dignity of the individual) と一致し得る政治論展開を結果したのである。セリガーベーにとっては、その「個人の福祉と尊嚴」への傾斜は「枢軸的な問題点」すなわち「反抗権」(right of revolt) に最も顕著に現われる。しかるに、その「反抗権」とは「ホップズの完全に非社会化された個人」(すなわち暴君) に向けられたものであつたとともに、ロックと「多くの親縁性」(many affinities) を見せてゐるトマスとの比較においても、彼の場合の「いふべく「法規・慣習が確立された」」ことを前提条件とするものではなかつた。それは、社会的連帶性に裏打ちされる

れた、何よりも「同意」観念の起用に含意される「立憲的枠組を超えて自然法の実現について競合する権威の拡大」に根拠をもつものであったのである。<sup>(53)</sup>この点においては、ロックはフッカーの伝統に立ちながらも彼からさえも歩を進めていたといい得る。なぜならば、フッカーにとって「可能性」であったものが、ロックにおいて「原則」問題にまで高められていたからである。<sup>(54)</sup>要するに、セリガーロック像は、その「同意」論によつて、ロックを伝統的革新とでも称すべき特殊性において解釈したといい得よう。

最後に、「同意」の観点から見たダンのロック像を見ておこう。ダンは、ガフによるロック「同意」観念の説明には「誤解が分有されている」と指摘し、ボラーンによる同観念の扱いを「極めて役に立つ」と推奨したのであるが、『統治論』を「立憲主義思想の特殊な伝統の抄略」と解する立場から、ロック「同意」観念を優れて「自然の神的秩序についての法的事実である」と断定した点において、彼はやはりガフから遠くはないロック「同意」観念像を抱いたとしなければならない。実際、ダンは、まったくガフと同様に「政治的義務の一般的根拠はロックが『統治論』において論じようと企てていたものではない」として、『統治論』の限定的性格を強調しつゝ、そこにおける「同意」観念の機能を「政治的義務を招來する機会」と捉えたのである。<sup>(55)</sup>ダンにとって、「根拠」と「機会」はロック「同意」観念の考察に際して混同されではならぬもであった。これは、いうまでもなく、すでに言及したように『統治論』が一方において「政治的義務の本性のような一般的問題の解決」の提供を意図して書かれたものではないとされ、他方において「同意」観念により「真正の政治的義務の理論」を提示していると言及されるようないそのようなガフの漠然たる扱いの論理学的な整理に他ならない。それはともあれ、このように政治的義務の

「機会」と捉えられた限りにおいて、「正統的権威の唯一の源泉は個人の理性的同意である」<sup>(60)</sup>というのがロックの主張である、と解するには何らの障害もない。『統治論』の主題が「統治（政府）がいかに組織されるべきかについての理論」の構築にもなければ、また「国家論」の展開でもないことを「探求を遂行する上での指針」とする限りにおいて、政治的義務を招来する「機会」としてロック「同意」観念を位置づけることは、可能だということである。だが、その招来さるべき「義務」は、要するに、「自然の神的秩序」に内在するそのもの、つまりダンの特徴的な表現を使えば「自殺禁止」(suicide taboo)の神的命令に対する「義務」であって、「同意」以前に嚴存するものである。<sup>(61)</sup>ロックが『統治論』において論じようとした政治的義務は、人間が自己に對して有する権力の範囲——自己の生命を奪うこと（自殺）は典型的にこの範囲外にある——という基調の展開でしかない。そして、ロック「同意」観念が生み出す「人間の政治制度」(human political arrangements)の唯一の正統性が「自殺禁止」によって含意される「神の諸目的の具現」たることに由来し、逆にその正統性の裏切り・破綻の局面における「不正な権力に対する抵抗権」もまた同様な由来源泉を有することは、そうした論理から当然に出て来る帰結なのである。してみると、ダンが解したロック「同意」観念も、畢竟、「人類の多数を彼らの支配者に對してあたかも後者が異なった高次の種に屬するが如くに服従せしめる」<sup>(62)</sup>ことをも容認せざるを得ないフィルマー的神権説に對する論駁としての機能を担いつつ、「保存の極大化」(maximize preservation)という狭い局面においてではあるが「神の意志」つまり「自然法」の政治における顕在化契機であったことになる。なお、興味あることには、『統治論』の限定性とそれを取り巻く歴史的に特殊な状況を強調する点ではまさにガフの最大の直系の後継者として差し支えない——

文化発展のモデルをロック分析のモノ指しとして使用することから最も遠い——であるうandanでさえも、そうしたロック「同意」観念の出現の意味を「一七世紀イギリスにおいて到達された社会発展の段階<sup>(47)</sup>」と関連づけていたことをわれわれは目撃せざるを得ないのである。

さて、以上のような「自然法」・「同意」という二大項目でのガフ的な関心のおきどころ——共感的・統一的ロック解釈——に基づくロック思想像の素描が提言するものは、一体、何であろうか。それは、一言でいえば、少くとも「自然法」・「同意」の二大局面において見られるロック政治思想の、中世とは異なった、あるいは中世には收まり切らない近代の香りとでもいべきものであろう。だが、その“異なつた”、“收まり切らない”は、ロック政治思想の最大の表出である『統治論』がラスレットの縦密な考証を経て、よう明らかになつたところに基づいて、神を根拠とする絶対支配権というフィルマー思想——“状況”という言葉で述べてきた——との思想的対決というささやかな枠内（すなわち歴史的状況とそれを斟酌した文理解釈の枠内）で理解されねばならない。だが、そこににおいては、神をその最強のそして最も直接的な存在根拠とする「自然法」とこれを政治の只中に運びこみ根づかせんとする「同意」とがロック政治思想の論争上の装置として配された、という思想的事実は、蔽い難い。ところで、その“神”は今まで長くキリスト教的伝統の下で“正義”的代名詞であり続け、その“正義”内容の解釈がもはや教会でも身分集団でもなく理性主体＝理性的個人の手に移されつゝあつた一七世紀イギリスを肯定するならば、まさしくロック政治思想は伝統的発展であつて、その限りにおいてロック政治思想は伝統的価値を保持しつゝ、しかも中世とは“異なつた”、中世に“收まり切らない”側面を持つのである。しかるに、問題は、今まで

もなべロック政治思想を伝統内的革新の路線においてのみ捉えるのは十分でないという点にある。實際、ロック政治思想は全的な意味における伝統的發展の所産であつたのではなく、その伝統の部分的切り取り——種々の局面において語られ得るが、とりあえず『統治論』の限定性と無関係でないことに留意しておこう——に基づく發展にすぎなかつた。したがつて、ロック政治思想の思想史的評価は、単なる“發展性”のみならず“部分性”においてもまた行われなければならない」となる。

さて、ロック政治思想におけるこの“部分性”を最も鮮烈に浮き立たせようとしたのがショトラウス的ロック像の特徴である。ショトラウスによれば、近代の政治哲学（思想）には一貫した性格が貫いており、その一貫的性格とは古典政治哲学における「包括的」（comprehensive）性格を逸脱した「派生的性格」（a derivative character）・「“抽象性”といふ性格」（the character of “abstractness”）である。<sup>(69)</sup> あるいはその“派生性”ないし“抽象性”とは、<sup>(70)</sup> 「例外」（the exception）・「極端な事例」（the extreme case）を政治論構成の出発点とするいわば逆説的手法を指す。ショトラウスによれば、マキアヴェリを嚆矢とする」とこの近代的定位は、ホップズ、ロック、ルソーのみならずカント、ヘーゲル、ニーチェ、へと貫通している。<sup>(71)</sup> それでは、そうした政治的思索における“近代性”的ロックにおける表出の具体的徴標は何であろうか。ショトラウスはいう、それは「獲得欲」（acquisitiveness）だ<sup>(72)</sup>。と、「道徳」とて代る非道徳的もしくは無道徳的代替物のマキアヴェリによる発見ないし発明は、その代替物は獲得欲だというロックの発見ないし発明を通して勝利を握つた<sup>(73)</sup>とは、彼の言である。「成年に達したマキアヴェリ主義」たるこの「経済主義」は、武力による一点の流血も見る必要のない、かえつて「万人の境涯の改善」をその成

果として持つ「完全に利己的な情念」の原理の肯定に他ならない。<sup>(73)</sup> シュトラウスにとって、「政治的自由」の弁証者と解されるロックは、「徳」原理に反逆した、もしくはそれより逸走する「完全に利己的な情念」の原理の恒久化における最大の功労者だったのである。ここに、われわれは、「政治的自由」の連續たる伝統をヨーロッパ人の最強の政治的確信の礎とし、ロックをその伝統的“発展”の中においたA・J・カーライルと好対照をなすシュトラウス的近代（＝ロック）像を手にするのであるが、他方において、近代（＝ロック）政治思想の古典的伝統的政治哲学よりの逸脱を完膚なきまでに露見せしめようとするシュトラウスには、われわれがC・E・ヴォーンの場合について見たような“首尾不一貫”的原因となるごとき“伝統”的要素と“近代”的要素の混(併)在をロックに認める余地を発見することが不可能であることを知るのである。<sup>(74)</sup>

だが、それではシュトラウスによる徹底した近代主義的——この“近代”的質ないし内容自体シュトラウスの解するそれに過ぎないが——ロック像は、われわれの有する問題関心——“伝統”と“近代”的絡み合い機構の解明——を一蹴し去ってしまうのではないか。答える半分は“然り”だとしても、残り半分は未だ検討の余地を留保しているといわざるを得ない。右に見たごとき結果としての、シュトラウス的ロック像は、明らかに、われわれの問題関心の否定である<sup>(75)</sup>。しかしながら、シュトラウスによるロック政治思想の全考察過程で彼と行を共にし得ないとしても、セリガーやヨールトンが指摘するように、人は少くともシュトラウス的ロック像の逆説的効果ないし功績を認めなければならない。そして、この点の点検はさらに、われわれをわれわれの問題関心の観点にとつて有意味的な、否、むしろ核心的な意味を有する事実、すなわちロックの政治思想の“部分性”へと導くのである。

セリガーニによれば、もしショトラウス的ロック像がなかつたならばロック研究者たちが「氣付かずに終つたかも知れない解釈上の問題を「ショトラウスは」提起した」のであり、またヨールトンによれば、「ショトラウスの一層照り輝く誤まりのいくつかを解きほぐすことによつて「かえつて」ロックの学説「の眞の姿」に照明を當て得る」のである。<sup>(76)</sup>要するに、ロック学説の一構成要素である功利原理ないし快楽原理の極大化、否、その普遍化という点において、ショトラウスの逆説的功績が語られるわけであるが、そのカラクリを解く鍵は、ロックの道徳的ヴィジョンがいみじくもダンが指摘したごとくに、「もし職業の宗教的な目的とは認がロックの理論から除去されてしまつたなら、個人的な人間生活も社会生活もともとにその目的が功利の極大化 (the maximization of utility) という目標によつて徹底的に規定されることにならう」<sup>(77)</sup>といった構造を有する点にある。ロック政治思想の内面からの塩づけの要素としての宗教を排除してかかつたショトラウス的ロック像が「自己保存」の経済主義を内容としたのは、ある意味では、まさにこのダン的分析の確認であつたといい得る。<sup>(78)</sup>けれども、ここで問題としなければならないのは、ショトラウス的ロック像がその真骨頂としている論理的演繹の究極における功利・快楽原理の全般化への契機を与えたロック政治思想における素地、ないしは、仮りにロックを伝統的發展の線上で捉えるとしても彼の部分性——ショトラウスの所謂「派生的性格」——を指摘し得る根拠は何かということである。この点において、確かにロック政治思想における永遠的価値維持のための理性原理や直観的認識の存在を見落したショトラウス的ロック像の欠陥は蔽うべくもない。だが、こうした看過にショトラウスを導いた根底には古典に余りにも精通したショトラウス的知性があつたといつても、それはけつして逆説を弄することにはならないとも考えられる。ともかく、シ

ヨトラウスの近代——いうまでもなくロックを含む——批判の根底には、真正の「政治哲学」概念という尺度が存在し、そのために彼のロック批判が投げかける建設的な側面を把握するには彼の解する「政治哲学」を一瞥しておく必要がある。

さて、「すべての事物の自然」「全体性における自然」についての「知識の探求」である哲学の一部分としての政治哲学は、特殊な秩序ないし政策に关心を独占されるのではなく、「政治的なもの」としての自然(=本性)<sup>(81)</sup>ならびに正しい、ないし善なる秩序とともに真に知らんとする企て<sup>(82)</sup>である。したがって認識の諸階梯に関していえば、政治哲学は、意見・信念・確信の段階に止まる」となく、知識の段階へと突破することを本質とする。ところで、そうしたすべての認識の諸階梯にわたって「政治的」なもの<sup>(83)</sup>とが含まれている。例えば、税金、警察、法、監獄、戦争、平和、休戦など。「シャツを買う」とが投票することと異なつてそれ 자체、政治的行為でない」といふことは誰にも知っている。こうした認識可能な実在的対象——ないしは認識された実在的対象——の存在論分析は、「個別的な政治状況」(the given political situation)を超えた人間存在としての状況つまり「全状況」(the whole situation)、「政治生活ないし人間生活そのもの」、「共通善」を目指す「包括的な」人間活動という「自然(=本性)」を明らかにしていく。<sup>(84)</sup>このように、近代ならば、"正統的権力の独占"とか"権威的価値配分"として「政治的」のうとに権力現象という本質的特徴を付与する<sup>(85)</sup>にによって対象を設定してかかるであろうが、古典的政治哲学は「共通善」という包括的で、したがって捕捉した瞬間に掌中からスリルと逃げ出すような尽きざる真理と同様に「本質的に論争的な」(essentially controversial) 性格を帯びた対象をかかえていた。換言すれば、かりに「自由と

統治<sup>(83)</sup> (freedom and government) の弁証法の結び目を解く」とをその任務とするところ政治哲学的問題意識の点では近代も事情は変わらないとしても——少くとも実証主義、歴史主義による政治哲学の殺抹以前は——、政体つまりポリティア——それは「同時に社会の生活の形態、社会の生活様式、社会の道徳的嗜好、社会形態、国家形態、法の精神を意味する」<sup>(84)</sup>——を実在基盤とする点において古典的政治哲学はその特徴を示すのであり、そこでは、「派生的な」法が主題となるのでも「政治共同体の本性と目的」如何といった規範的な問題設定をしてかかるのでもなく、「いかなるタイプの人間が共同体を支配すべきか」という「最も基本的な政治論争」を内在せしめる現実の政治生活が実在的基盤となっていたのである。<sup>(85)</sup> そうした実在的基盤において「善き人間」——したがって「善き政体」——の概念的創出が企てられ、最終的には個別の状況に即応した「善き人間」・「善き政体」に未だ見られる個別性・特殊性をさえも濾過して「善き人間」そのもの、「善き政体」それ自体への認識的登攀が図られる。だが、このような認識の最高段階に達した政治哲学が「実践的性格」を保有するのは、単にその認識内容が政治的実践に関するところからではなく、「善き市民の精神に根本的かつ典型的な性格を有する政治論争」の裁定者として実践界に還流していく点に存在するのである。<sup>(86)</sup>

ところで、これら「善」の概念中には、いさまでなく「私的利益や情念の対象よりも共通利益を選好」せしめる本性が抽象されているが、その概念の出所はあくまでも「政治生活」であることを忘れてはならない。<sup>(87)</sup> いに、政治哲学の構造が政治権力の存在理由と存在目的を規定することから始める規範論的展開にはなく、むしろ「政治学の“規範的”基盤の上に“現実的”構築物を建設する」と「最善の政体」への追求指向との結合点に立つて

いると解し得る。のみならず、何よりもその臆見から知識への、そして特定の善から善そのものの上昇過程のいざこにも神的 *flat* が入り込む余地が存在しない構造となつてゐることに注意しなければならない。實際、政治哲学の実践界への環流といつても、「普遍的に義務的な」(universally obligatory) "法" の態様をもつて臨むのではなく、「善」を受容し得る「すべての有徳的な人間」(all decent men) に対する "賢者" 的態様で臨むのである。<sup>(90)</sup> なるほど政治哲学は個別的事例を判定する "規範" の認識を掌中に納めてはいるが、しかしそのことは現実の理念的収穫、非寛容で非人間的な理念的絶対主義であることを意味しない。<sup>(91)</sup> 政治哲学は、むしろ、人間と状況に合わせてすでにそこに纏げにも内在する "規範" を明確化する仕方で (*ad hominem* or "dialectic") 教化の機能を發揮する。だが、この意味において「哲学の政治的ないし一般人的取り扱い」とも規定される政治哲学は、やがて「立法者としての神の観念」の登場によつて深甚な変化を蒙り、現実よりの価値抽出よりも上方からの価値付与、「善」なる生活ないし有徳的生活の実現よりも「悪の根絶」——これは「有徳的生活の切片」に過ぎない——に関心を抱く方向に変貌するのである。<sup>(92)</sup> こうしたシュトラウスの認識の影からは、キリスト教の影響による無差別的な人権思想ないし政治共同体の消極的な存在理由の主張が覗いているのではないかと人は疑いたくなるかも知れない。だが、まさにシュトラウス的な史觀によれば、キリスト教の政治理論に対する影響は、一方においてその「断固たる性格と高貴な単純さ」をもつての天上かららの規範的強制を生み、他方において「人間が余りに高い目標を目指すことの意図されざる、しかしながら驚くにはは当らない結果」としての非人間的な非情さの導入として現われたのである。<sup>(93)</sup> そして、これらに対する人間性の反動として定位される近代は、必然的に脱キリスト教的であり脱神学的であつて、

ロックの政治思想とは、要するに、こうした近代的枠組のなかでのイギリス的政治的自由——通商（経済）主義——に属する代表的表現形態に他ならず、そのようなものとして当然に脱キリスト教的であるとともに脱「徳」的なである。

以上が「政治哲学」といういわばショーラウスのX線装置のメカニズムの概略およびそれによって投影されたロック像の骨格である。ショーラウス的ロック像において端的に斥けるに値しない点は、ヨーレトンが評したショートラウスによる対ロック「批判の真剣さ」<sup>(95)</sup>に恐らく当たるであろうこの「政治哲学」構築への情熱である。そして、この情熱の好意的・積極的評価は、セリガーやヨールトンが指摘したショーラウスの“逆説的効果”以上の領域へとわれわれを導くのである。その領域におけるショーラウスによるロック批判の意義は、まさに、ロック思想＝経済主義の指摘や宗教的な価値維持機制の消失の指摘にあるのではなく、彼が提示した伝統的「政治哲学」をX線として照射して得られたロック政治思想における「方位転換」(change of orientation) の陰影にある。確かに、ロック政治論はその論構成において、ショーラウスの「政治哲学」の「とく存在論的体裁をとらないし、「神の作品」(Workmanship of God)<sup>(96)</sup>たる人間を公理的出発点とし、しかも「年令や徳……すぐれた才能や功績」といった人間的な実在要素とは別次元<sup>(97)</sup>に政治的価値領域をおこうとしたのである。されどいえども、政治学を「道徳哲学の一部門」(a part of moral philosophy)<sup>(98)</sup>と考え、経験・歴史が提供する「得策」(convenience) の知識に対置して「徳性」(virtue) の必要を強調したロックではあるが、ショーラウスが期待したいわゆる「包括的な」政治哲学の体系は彼の手からはついで生み出されなかつたのである。いいやロック『統治論』の論議の奥に横たわる、ラスレットが指摘し

た「自然的政治徳」(natural political virtue) は、ロックの政治社会を「権利を所有する諸個人」(right-possessing individuals) の純合理的機械的統合とする古くからある誤解や、ロック自然法観念の帰趣を「生得的義務は存在しないが生得的権利は存在する」とした主張に見たシートラウス自身の誤診に対する一種の解毒剤的機能を果す。だが、ロックの政治思想に存するそうした要素は、ショトラウスの所謂「包括性」(comprehensiveness) からの方位転換」を再転換する復元力を根本的に欠いていたことが注視されるであろう。ちなみに、ラスレットの「自然的政治徳」は、ロック政治論の「前提」として、あたかもガフがロックの出発点を「権利を所有する諸個人の理論的集合」ではなく、「彼〔ロック〕自身の時代のイギリス憲政下に住む彼自身身と同郷の人間 (his own countrymen)」としたのに符節を合わせた、服従の習性ないし政治的忍耐、その他ロックの同時代人に具備された公共心であつて、それはラムブレヒトとの関連で先きに指摘した「未だ一七世紀後半に残存する限りの伝統的諸価値という水分」の義務的側面に相当する。だが、ロックの背後にある時代的特性によつてロック政治思想の言外の内奥を抽出せんとする」と、ある著作をとり巻く歴史的環境がその著作にその前提として投影されねばならないということは、その著作における伝統的な“方位の持続”か“方位の転換”かを論じることを排除するものではない。原理的にそうだとすれば、ロック政治論——とりわけその最大限に系統的な表現たる『統治論』——の場合にあつてショトラウスが「通常の状況」(normal situation) からの存在論的思索の体裁を欠いた——「自然的政治徳」の言外の観念の存在はその欠缺の何らの補填にもならない——派生的性格・抽象性のゆえの「方位転換」を指摘したのは、それなりに可能な指摘であったのである。やいには、すでに述べた」ときカテゴリーとしての現実のポリティアから最善のポリティア

への存在論的上昇とは異なつた推論の方向をとるロック政治思想における派生的・抽象的な方位決定を、サイモン、アシュクラフトさらにはセリガーやダン等が指摘するロック政治思想における事実・価値二元論<sup>(17)</sup>と和解・共存せしめることも可能である。それでは、いま一步進めて、存在論的推論の観点から見て派生的性格や抽象性を刻印されるロック政治思想の「方位転換」を、具体的に何と認定すべきなのか。その具体的認定には、いま一度ラスレットの画期的な業績に一言することは避け難い。『統治論』の執筆時期ならびに執筆状況を精査することによつてこれにかつてないまでに信頼し得る歴史学上の基礎文献の位置を与えたラスレットによれば、『統治論』第一、一篇ともに名誉革命をおよそ一〇年遡る「王位排斥危機」（一六七九／八三年）の最中に実質的に完成され、しかも両篇ともにロバート・フィルマーの思想を論駁しようとしたものであった。要するに、『統治論』第一、二篇は、<sup>(18)</sup>フィルマー的絶対主義思想、フィルマー的王権神授説を論駁するという同一の目的によつて貫かれた「一つの論文」（a discourse）であったのである。だとすれば、同第一篇における次のようなロックの言明は、『統治論』全体を規定する重みを持つのであって、そうした引証を許す点、『統治論』の「限定性」に従来以上の確たる根拠を提供したラスレットの貢献が銘記されねばならないことにもなるう。ロックはいう、「あらゆる時代にわたつて人類を悩ませてきた。そして都市を荒廃させ、國家の人口を奪い、世界の平和を乱すといったあの害悪のほとんどを人類の上にもたらしてきた大問題とは、この世に権力が存在すべきかどうかでもその権力がどこからきたかでもなく、誰が権力を持つべきかの問題である」<sup>(19)</sup>と。

アダムを通じて（つまり人類創造とともに）この世に権力が入つたとする特異な王権神授説に立つて現支配者の

絶対支配権に神的光背を付与せんとしたフィルマー主義者たちの主張を論駁するという状況下で、ロックが問題を尖銳に、「誰が権力を持つべきか」に絞ったのは当然の措置であったとも考えられる。また、このようなロックの措置は、一方において事実・価値の二元主義の否認に導く必然的理由とはならないとともに、他方において権力中心への「方位転換」、ボリティアつまり生活様式からの離反<sup>(11)</sup>の狼火を無意識のうちにあげつたとも考えられるのである。だが、恐らく『統治論』にとつての不幸は、「ロックの理論は現代民主主義的統治の諸問題を先取りしているにすぎず……したがつてジョン・ロックは民主主義の哲学者であった」といった“永遠的”贊美の、ないしは民主主義の不可欠の要素たる「豊富の経済」の前提となる「工業技術の、もろもろの、技術の道徳的・政治的統御からの解放は不吉な結末に、つまり人間の脱人間化に行き着くであろう」といった“永遠的”彈劾の、それぞれ真向から対立する評価対象となつたことである。けれども、幸いないことには、“歴史”と和解せしめられた“永遠”的の相の下における「方位転換」の觀点は、シュトラウスから出ながらもすでにシュトラウス的特殊的ロック像を脱落せしめた光の當て方として、普遍的に有効な対ロック接近方法としての頭角を現わしている。すなわち、ロックが浸つっていた知的雰囲気としてシュトラウスによつて指示されたベーコン、ガリレオ、ニュートン等の名前がロック政治思想との関連で何を意味するのであれ、もしシュトラウス自身が譲歩的に認めたように「精々人がいい得ることはロックの伝統的信仰と独自の思考をしようとする彼の努力との間に強い緊張があつたということである」とするならば、すでに引用したダンの卓見——「功利の極大化」を抑制する宗教<sup>(15)</sup>——がはまりこむのは、まさにそのシュトラウスが容認した狭い空白にである。シュトラウスがその政治哲学概念に盛りこんだような實在

論的価値発見による功利からの脱却はロックのとつた方途ではなかつたとしても——その限りにおいては、「道徳的諸原理に関する万人の自然的合意 (natural agreement)」に対するロックの「輕侮」とロックの下で形而上学的意味を喪失して「無価値な資源」(worthless materials) の供給庫と化した自然とを指摘したショトラウス<sup>(15)</sup>は、存在しないものを存在しないといつたにすぎないであろうが——、ロックは神の創造という規範論的な価値観角を維持していたのである。厳格に下から上への積上げとしての政治哲学を求めて挫折したショトラウスが「フッカー」の諸原理との誤別に基づいていた「ロックの自然状態」を「自己保存欲」の陰惨なぶつかり合いの場としての「戦争状態」と解釈していくのは、論理的には確かに可能な一つの道ではあつたろうが、歴史的には誤まつた道であつた。神の命令により被支配者は支配者の所有下にある——つまり自然法によって一人の者以外は絶対服従の地位にある——というフィルマーの根源的主張に対して、神の作品としての全人類の平等な「自己保存」という根本的な権原を対置したロックの発想は、彼以後の歴史的曲折を経由した涯て出てくる以前には、けつしてショトラウスが結論づけるような「個人、自我が道德的世界の中心・根源となつた」ことを意味するものではない。<sup>(16)</sup>かえつて、その発想は、神的究極性のレヴェルからの発想に対し同じく神的究極性のレヴェルに依拠しつつ絶対主義に対抗しようとしたロック政治学を結果したのであり、しかもその政治学は、それゆえ間違いなく「方位転換」後の所産であるといふべきである。

」のように見てくると、ロック政治思想の検討の枠組はどのようなものであるかも、ほゞ明らかであろう。すなわち、それは、一方において「中世紀を限界づける習いとなつてゐる慣行的な境界をその果実と影響の点で遙か

に超えていた<sup>(11)</sup>「中世政治思想の遺産」<sup>(12)</sup>であり、他方において形而上学的・存在論的方法論 (methodology) を脱却し、神を究極的かつ直接的契機として担ぎ出した規範論的思考である、といふことである。そして今や「うまでもないが、前者の局面がわれわれの「伝統的進歩」に相当し、後者がその「部分性」に対応する。同時に、その規範論的思考にロック「独自の思考」による実在論的裏づけが図られる時、経験的・歴史的・心理学的・生物学的諸要素が神の創造的秩序との調和という確信の下にロックの「独自の思考」のなかに入ってくるのである。だが、ロックの後に続く思想家がロックの理論から功利主義を抽出し得たとすれば、ロックの理論的責任の問題が生じるとしても、ロックの「確信」を後世が維持し得なかつたことをロックその人の責に帰することは、余りにも無謀かつ非情な企てであろう。しかし、他方、「方位転換後」のロック政治思想と、シュトラウスが提起した問題の有意的な解釈が示すように、フィルマー的思想状況への反対立という形をとらむを得なかつたロック政治思想の「例外」性や「極端な事例性」が近代政治学の正統性の根底にあるとしても、そのことは必ずしも近代の正統思想を功利主義におくことを正当化するものではない。もしO・V・ギールケやJ・N・フィッギス等の古典的名前がわれわれに連想せしめる近代の枠がロック政治思想を包みこむものであるならば、われわれは、ヨハネス・メスナーへいひむだそれは「初期ならびに中世キリスト教の推進力」(die bewegenden Kräfte des früheren und des mittelalterlichen Christentums) によるものであつたことを認めねばならぬ。

最後に、フィルマー的状況への対応として主として浮彫りにされたロック政治思想の「神的究極性」が不惑の歳を過ぎた彼に限定的かどうかについて一言費しておかねばならない。これに一言を割くといふことは、たまたまガ

フの名とともにわが国にもその名が知られ始めたラヴレイス・コレクションによつてもたらされたロック「新情報」<sup>(124)</sup>の飛躍的な増大に、われわれが対処しなければならぬという状況を認めることもある。ロックの思索発展の糸を解す上では不可欠なその情報は、「ロックの教説の一一つの本体すなわち、彼の政治理論と彼の知識に関する理論が共通の土壤を有する」<sup>(125)</sup>ことを系譜的に明らかにするその端緒を提供している。ロックの知的な基盤の形成期に関する瞠目に値する新情報——オックスフォード大学での講義案とされている若きロックによつて作成された(一六六〇～四年)『世俗権力二論』<sup>(126)</sup>および『自然法論』<sup>(127)</sup>、一六五〇年頃から同六四年にかけての一六〇数通に及ぶロックが書いたないしはロックが受領した書簡を含む膨大な書簡集<sup>(128)</sup>、知的形成期におけるロックの読書や知的関心の方向を窺わしめる防備録や出納簿など——は、例えばR・シンの指摘する通り、「〔従来の〕われわれのロック理解を根底から変えたとか、あるいは一步譲つて根本的に新しい次元をそれに加えたということは、誤まりであろう」<sup>(129)</sup>が、にもかかわらずある知性が最も瑞々しい時期に陶冶を受けた知的環境が明らかになることによつて在來のその知性像の「徹底的な再検討」が提起され得るという意味において、その検討の重大性は強調しそぎることはない。膨大なラヴレイス・コレクションのなかから特にロックの知的基盤の形成期に関する資料に殊さらここに言及するのもそのためである。現在までのところ、ロック知的基盤の形成期——いわば初期ロック(アシュリー卿の邸宅に移り住む頃——一六六七年——まで)——におけるロック的知性を人口に膾炙した「経験主義」の淵源とするか、「神学的基礎を有する立法的倫理」の精神とするか、「理性から信仰への、そして自由から権威への退行」現象とするか等々、その捉え方は区々である。だが、少くとも、フィルマー的危機に対処した『統治論』における知性が、「道徳な

らびに啓示宗教の原理」との関連において「われわれに最も関係した真理」つまり「意見ならびにそれに基づく行動を統禦すべき……規準」についての認識的確実性を追つた『人間知性論』の知性<sup>(134)</sup>と共にロック的知性であったよう、そのようなロック的知性をその搖籃期にも求め得るのである。なおいえば、つまりわれわれの課題に即していえば、伝統的部分的な切り取りによる発展のシーケーマを根拠づけるような思考枠の形成をこの期に求め得るのではないかということである。ただ、そのような“枠”は、ロックの思想自体の内部における進歩を排除してしまうものでも、十分にロックによって自覚化されたものでもある必要はないのであって、種子的ないし胚芽的でしかもロックの進歩の枠を示すものであれば足りる。なぜならば、ここでいう思考枠とは、『統治論』や『知性論』等に見られる成熟したロックの議論がそこから論理的に演繹できるとき性格のものではなく、後思案的な連結によるものであるにしろ、ロックの進歩（政治的義務論への一層深い関与——自然権、自然状態、同意、抵抗権等の政治権力の正統論の出現、立憲的統治機構論の明確化——、寛容論や認識論に見られる個人的主体の活動視野の拡大）の根底にあって、しかもロックに知的インテグリティーを付与し得る思考の構造的質とでもいべきものだからである。そうした思考枠は、当然に、経験論とか観念論とかあるいは保守的権威主義とかいった既成の整理範疇より深い次元にわれわれを誘わざるを得ないであろう。

そこで、われわれは、本論に入るに先き立つて今少し時間を割き、ロック政治思想の発展 “枠” を彼の初期著作や書簡類から内在的に掘り出し、もつて本論「ロック政治思想の再検討」に当るわれわれ自身の独自の視点をより一層普遍化しより一層明瞭ならしめておこうとする次第である。その視点は、はたして、ロック研究史の分析が析

主張した統合的規角の構成するべきは、別問題であらう。

(一) G. W. Gough, *John Locke's Political Philosophy* (Oxford, 1968, first pub. 1950), 'Preface'.

(二) *Ibid.*, p. 70.

(三) *Ibid.*, p. 56.

(四) *Ibid.*, pp. 11, 56, 90.

(五) *Ibid.*, p. 56.

(六) かゝる特徴は、ローマ思想が根底から改めてこなはばイギリス憲政と宗教の生命力にあふるこの翻訳本ではローマを擁護し、ローマの永遠的な意味を語る所へとした点にあら。翻譯「ローマ研究の一つの系譜」(『神正学説法』第九卷第一回)、1111頁～1112頁、1113頁～1114頁参照。

(七) J. Dunn, *The Political Thought of John Locke* (Cambridge, 1969); P. Laslett, 'Introduction' to his edition of *John Locke, Two Treatises of Government* (Cambridge, 1960).

(八) Raymond Polin, *La Politique Morale de John Locke* (Presses Universitaires de France, Paris, 1960).

(九) Gordon J. Schocet, 'The Family and the Origins of the State' in J. W. Yolton, ed., *John Locke, Problems and Perspectives* (Cambridge, 1969); Richard Ashcraft, 'Locke's State of Nature: Historical Fact or Moral Fiction?', *The American Political Science Review*, vol. 62, no. 1 (1968); M. Seliger, *The Liberal Politics of John Locke* (New York, 1959); Henry Moulds, 'Private Property in John Locke's State of Nature', *The American Journal of Economics and Sociology*, vol. 23, no. 2 (1964); ditto, 'John Locke and Rugged Individualism', *ibid.*, vol. 24, no. 1 (1965).

(十) A. P. Brogan, 'John Locke and Utilitarianism', *Ethics*, vol. 69, no. 2 (1959); Jason Aronson, 'Shaftesbury on Locke', *The American Political Science Review*, vol. 53, no. 4 (1959); R. H. Cox, *Locke on War and Peace* (Ox-

ford, 1960); Ellis Sandoz, 'The Civil Theology of Liberal Democracy: Locke and his Predecessors,' *The Journal of Politics*, vol. 34, no. 1 (1972); Francis Edward Devine, 'Absolute Democracy or Indefeasible Right: Hobbes versus Locke', *Ibid.*, vol. 37, no. 3 (1975).

(11) Gough, *op. cit.*, p. 70.

(12) Cf. Seliger, *op. cit.*, pp. 32 ff.

(13) Cf. Dunn, *op. cit.*, pp. 9~10.

(14) Gough, *op. cit.*, p. 17. Cf. *ibid.*, p. 22.

(15) ジャコブス・ルカルト「他方の極をなす合理的主義的要素を代弁するのは、『自然法論』と『統治論』である。Cf. Gough, *op. cit.*, pp. 11, 16.

(15・a) Gough, *op. cit.*, pp. 45~6.

(15・b) Dunn, *op. cit.*, 199.

(16) ジャバーベーは、「ヨーロッパの政治哲学者は過去と現在を結ぶせんとする努力であった……が、彼は組合したもののやぐれを調和せなかつた」(Sabine, *op. cit.*, p. 495; cf. *ibid.*, p. 490)。また、「セザルによれば、『ローマが彼の先駆者たるかの受容した自然状態などに自然法にひとつの觀力は、その神学的な基礎から解き放た得ないものである』」が、ローマの功利主義的倫理学を考える時、その自然状態・自然法にひとつの理論を「どのようにして(how)考へ得たのは明瞭だ」(B. Russell, *History of Western Philosophy* (George Allen & Unwin, London, 1961), pp. 602~4)。なお、「ローマ政治理想の再検証(1)」111~111頁、参照。

(17) Cf. Dunn, *op. cit.*, p. 194.

(18) Cf. *ibid.*, p. 193.

(19) Cf. *ibid.*, p. 191.

- (28) Polin, *op. cit.*, p. 300.
- (21) Cf. *ibid.*, p. 3.
- (22) 「ローハク政治思想の再検証(1)」、1冊、17頁、参照。
- (23) Dunn, *op. cit.*, p. 190.
- (24) D'Entreves, 'Introduction' to *Aquinas: Selected Political Writings* (Basil Blackwell, Oxford, 1965), xiii.
- (25) 「教父時代における起源から一四世紀の終りにいたるまでも、キリスト教思想の歴史は、自然理性と信仰の、一致がある場合にはそれを明らかにして、一致がない場合にはそれを了解するためには、絶えず折られた努力の歴史である。全キリスト教思想の歴史を構成する信仰と理性との間の問題は、最初から時代とともに常に問題だつてゐるが、それは、中世哲学者たるのみならぬ遺憾だつてゐる」(Etienne Gilson, *La philosophie au moyen âge*, 2 toms. (Payot, Paris, n. d.), tom. 1, p. 755)。Cf. *ibid.*, chap. 8, sec. 5.
- (26) Gough, *op. cit.*, p. 122.
- (27) *Ibid.*, p. 124.
- (28) *Ibid.*, p. 68.
- (29) *Ibid.*
- (30) Cf. *ibid.*, pp. 71~2, 55.
- (31) Cf. *ibid.*, p. 72.
- (32) 「彼〔ローハク〕の憲政的諸觀念は、彼の時代のイギリスの受容された伝統・慣行に基盤をもつていたのであり、それが一九・一〇世紀の経験の光に照らして吟味したり、欠けたるところを発見しようとするのは、端的に非歴史的である」(*ibid.*, pp. 41~2)。
- (33) 「統治は自然法を尊重すべき明瞭な道徳的義務の下にある」のやういふ (*ibid.*, p. 37)、その理論的根拠は「自然
- ローハク政治思想の再検証(1)

状態よりの脱出、政治権力の設立等が自然法確立化といふ目的によって貫かれていたところにおかれている。したがつて、ガトは、「統治は彼〔ロック〕にとって単に人為的装置ではない。それは、自然状態の諸不都合を正す自然的救済策である」と (ibid., p. 43)。

(34) *Ibid.*, p. 43.

(35) Cf. *ibid.*, pp. 44, 45, 58.

(36) Cf. Polin, *op. cit.*, p. 160.

(37) Cf. *ibid.*, passim, esp. pp. 97~8.

(38) Cf. Polin, 'Locke's Conception of Freedom', in J. Yolton, ed., *John Locke: Problems and Perspectives* (Cambridge Univ. Press, 1969), pp. 10~1. 云ふるの翻文は 'Freedom' の表記と前掲の書の *Politique morale* の表記が異なる。

(39) Cf. Polin, *Politique morale*, p. 100.

(40) Cf. *ibid.*, pp. 100 et 136 n.

(41) Cf. *ibid.*, pp. 100~1.

(42) これは、ヨーロッパの用語それ自体ではないが、彼の議論を構成的に解釈すればよいのみな意味にならぬ。なお、「同意」の関連で自然法が対象とする目的に価値の市民社会への導入(運搬)のための「装置」(device) という用語を使つたのはヨーロッパであつ。Cf. Yolton, 'Locke on the Law of Nature', *Philosophical Review* vol. 67 (Oct., 1958), p. 496.

(43) ガトは、「議会の諸機能についての学説の通常的部分として成長した中世から後の世代がやがてねじれた」同意觀念が、「危機的時期」(一七世紀後半)に「自由主義的用具」(liberal apparatus) であった、だんしが「常備觀念」(regular stock-in-trade) であることを認める。このもとに、伝統は「逃れだ」(descended) しかば、ヨーロッパは「左に回意観念の適用へとゆき」(カーネギー「少々左に寄つた」(somewhat towards the left) 動向を見せたとされる (Cf. Gough.,

*op. cit.*, pp. 49, 72, 56, 70, 43). しかし、やいどば、「発展」としての捉え方が未だ不十分にしか見られない。また、**モラー**においても同様で、ロックの宇宙觀をストア的且論的としながらも、ロックを「眞の、そして有効な自由主義」に系列化する。だが、その自由主義たるや世界の神的秩序のなかでの自由な存在への、そして理性的な存在への自己發展の責務を原理とするものと捉えられてゐるに止まり、「發展」の展望の下におかれていない。したがつて、そうした「眞の、セコイ有効な自由主義」を時代的によりめぐらしあるが分明でなくして、ロックの歴史的位置も触れられぬままで終わつてしまふ。實際、**モラー**の関心は、真正の自由主義者=ロックの思想的・内的統一にあつぱいあつたゞくべきである (Cf. Polin, *Politique morale*, pp. 114, 160~1; ditto, 'Freedom', pp. 17~8)。

(44) やなむか、「恣意的・專斷的支配」に対する反逆として、「統治論」は「反抗の正統性」 (revolt and its justification) のねぐら考察を「枢軸的且渾身の力を籠めて考察すべき唯一の問題点」 (pivotal and most belabored single issue) としている。このセリガーレ映じたのである (cf. Seliger, 'Locke's Natural Law and the Foundation of Politics', *Journal of the History of Ideas*, vol. 24, no. 3 (1963), p. 353. — なお、彼のいの論文は、以後単に *Natural Law*、*ルネサンス記*、すぢに証してきた彼の著作を *Liberal Politics* 諧称する——)， その「枢軸的な問題点」の終焉がやだロック「同意」観念の特殊近代的性格を指摘したのが、セリガーレの特徴といしなければならぬ。

(45) ロック政治思想を「恣意的・專斷的權力」に対する論駁の思想と捉える分には、ガフ、モラー、セリガーレの間に何らの相違も存在しないし、また、「政治よりの退却」 retreat from politics へ捉えられる「自由主義」もは異なった自由主義者=ロックの像の根底に「統治の合自然性」を指摘する在等における、三者は共通の方向を向いてゐる。本節の注(34)、(41)、(44)の箇所を參照。また、ヤッカーレハコトガ、cf. Seliger, *Liberal Politics*, pp. 221~3.

(46) Cf. Seliger, *Liberal Politics*, pp. 65~6.

(47) Cf. *ibid.*, pp. 50, 54~5.

(48) Seliger, 'Natural Law', p. 347; cf. *Liberal Politics*, p. 49.

- (49) Seliger, 'Natural Law', p. 354.
- (50) 「體制的根拠とナチュラル法的根拠に立つべし」は、人々の抵抗論説が同意論説から分離してゐる。」(Seliger, *Liberal Politics*, p. 299; cf. *ibid.*, p. 70)。
- (51) Cf. Seliger, *Liberal Politics*, pp. 49, 75.
- (52) *Ibid.*, p. 75.
- (53) Cf. *ibid.*, pp. 59~70, 75, 81.
- (54) Cf. *ibid.*, p. 228.
- (55) Cf. Dunn, 'Consent in the Political Theory of John Locke', *The Historical Journal*, vol. 10, no. 2 (1967), pp. 156, 161. ここで「*Consent*」と訳すが、「許諾」の意で、彼の新翻訳 *Political Thought* では「*consent*」。
- (56) Dunn, 'Consent' p. 156.
- (57) Loc. cit.
- (58) Gough, *op. cit.*, p. 122; cf. *ibid.*, pp. 56~7.
- (59) *Ibid.*, p. 58.
- (60) Dunn, 'Consent' p. 158.
- (61) Loc. cit., p. 154.
- (62) Cf. Dunn, *Political Thought*, p. 89; 'Consent', pp. 156~7.
- (63) Dunn, *Political Thought*, p. 93; 'Consent', p. 158.
- (64) Dunn, *Political Thought*, p. 91.
- (65) *Ibid.*, p. 95.
- (66) Cf. Dunn, 'Consent', pp. 161, 165, 171.

(67) Loc. cit., p. 162.

(68) 後者、11回頭、参照。

(69) Cf. Strauss, *What Is Political Philosophy?* (op. cit.), p. 28. 並に单に *Pol. Phil.* とある。

(70) Cf. *ibid.*, p. 47.

(71) Cf. *ibid.*, pp. 47 ff.

(72) *Ibid.*, p. 49.

(73) Cf. *ibid.*

(74) Cf. *ibid.*; Carlyle, *op. cit.* ハヤーへ止むれば、「ローラ政治思想(1)」(11回) 参照。なお、シナリオ解釈の徹底性は、ローラ政治思想は「資本主義精神」の古典的教説 (classic doctrine of 'the spirit of capitalism')」(Strauss, *Natural Right and History* (*op. cit.*) — 217) と *Natural Right* と ——、p. 246) を頭の点では共通したローラ像を結果とした。B・R・マクートーンは、「理論家たちが往々にして等閑に付しがちな「社会的前提」(social assumptions) をローラの議論に投影する」といって、「階級分化」「無制限蓄積」等の道徳的正当化を行なう、もって「資本主義社会に積極的・道徳的基礎を提供」したローラの像を結晶せしめたが、同じ「前提」下で「ローラの論理は、伝統的諸価値の残滓と新しさ、アルジニア的諸価値との間の混亂」を齎した。Cf. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke* (Oxford: at the Clarendon Press, 1969, first pub. 1962), chap. 5, esp., p. 221, 220.

(75) しかし、その結果は、「一定の哲学者の思想をその哲学者がそれを理解した通りに正確に理解する」方法 (Strauss, *Pol. Phil.*, p. 66) の一方的な解釈と適用に基因した点において、われわれは、ショーラウス的ローラ像の歪みを感じざるを得ない。だがだいぶ、その一方性は、ローラが醒めた「用心深い著述家」であつて (Cf. *Natural Right*, pp. 206, 220)、その深底にローラ一貫的な哲学者としての真意を秘めて——ショーラウスにとって「啓蒙はマキアベッリに始む」は、"摩

「詞不思議ながらの真実」(a lucus a non lucendo)——、賢明にも一般イギリス人に宛てた『統治論』第1篇では「一般的に受容された意見（つまり宗教的価値等の伝統的諸要素）」を散りばめた、ところが獨断に存したかのである。rijには、「哲学的批判」(a philosophic critique)がその前提条件たるべく「適切な理解」(an adequate understanding)のなかにすでに混入してゐるところショットラウスの側における方法的混乱の事実を認めることができるであらう。あくまでもショットラウス的な意味での近代主義者でなければならない哲学的ロックは、いまだ伝統的諸価値にしがみついていた一般イギリス人と分離して考えられねばならないショットラウスの独斷こそ彼のロック像の極端さの根底にあるものである。「哲学的批判」の前提たるべき「適切な理解」へと並んで、ガフ系列下のロック像に耳を傾ける余地が存在するのである。Cf. Strauss, *Pol. Phil.*, p. 66; *Natural Right*, pp. 212~2.

(76) Seliger, 'Natural Law', p. 337 n.

(77) Yolton, loc. cit., p. 484.

(78) Dunn, *Political Thought*, p. 250.

(79) 「元来、ショットラウスによる政治論と宗教の有機的な理論的結合の可能性に対する評価は、極めて低い。」トマス・アクィナスによる功績も、近代の反動を生んだ「神学による自然法の吸收」として処理されてしまふ (Strauss, *Natural Right*, p. 164)。この点に関しては、「キリスト教哲学が可能であるのみならず聖トマス・アクィナスが理性と信仰の調和の方向へ大歩を進めた」とハロウェル・ハーリングによて見事に弁護された主張だ。ショットラウス教授は十分な証拠も議論も示さないまま「ハーリング博士」へ論譲した。H. ハロウェルの指摘が注目される (Cf. Hallowell's book review on *Natural Right, The American Political Science Review*, vol. 47, no. 2 (1954), p. 540)。ロックに関しては「ショットラウスは、『自然法と神法との関係』(トマスが語つた)のが難点を免れてよいが、かくかは疑つてよい」と述べる。ショットラウスの言明 자체は、ロックの伝統的「自然法」内容を葬り去ることに直接連なつていくわけではないが、トマスにおける相対的成功を念頭においた比較の言辞でもない。むしろ、それは、ショットラウス自身の懷疑に基づいた表現であ

る。そして、ロックの真意から離れたといひや、彼の「」の懷疑的精神が跳梁するにすら考えられる。シートラウスにとっては、マクヘーレン的ロック像（本節、注(74)参照）に対して「現存の資本主義的社会構造」という“社会的前提”を矯正する「ロックの簡素化された宗教」でもって再批判の拳に出たガフの見解は、恐らく、認め難いものであつた（Cf. Gough, *op. cit.*, 2nd ed., 1974, p. 89。また、友岡「ロック研究の一への系譜」〔神田学院法学〕第九卷第一号、1115～大頁、参照）。ハーリー・ウッドのロックの真意は、ロックが意図する「」（what）よつて、ロックが「道徳」と「神意」を連結せしめんとした仕方（how）の論理的結論——すなわち一方における神意（つまりは来世における賞罰の認識不可能性と他方における「絶対可能なだけ聖書から独立した」道徳つまり「自然理性」・「啓示の助けを受けない理性」）の「政治的幸福」への収斂が究極的に結果するといふ、すなわち自己保存の権利を基盤とする「」の「個人、自我が道徳的世界の中心・根源となつた」ところ歸結——であつたからである（cf. Strauss, *Natural Right*, pp. 203, 209, 213～4, 248）。

(80) Strauss, *Pol. Phil.*, pp. 10～2.

(81) Cf. *ibid.*, pp. 14～7.

(82) Cf. *ibid.*, pp. 17, 38.

(83) *Ibid.*, p. 10.

(84) Cf. *ibid.*, pp. 18ff.

(85) *Ibid.*, p. 34.

(86) Cf. *ibid.*, pp. 34, 84.

(87) Cf. *ibid.*, pp. 81, 91。たゞ、次をも参照。「やれ〔すなわち政治的の〕」に対する古典政治哲学の態度]は、動物学者が小魚を飲み込む大魚を見る醒めた観察者の態度でも、教育なしし解放の視点からよりもむしろ操作とか条件づけの視点から考える社会「」学者の態度でもない」（*ibid.*, p. 90）。むろん、政治哲学は「一般的に合意された前提なし」一般的に受容された意見（臆見）から議論を起し」「対人的に（つまり“弁証法的”（ad hominem or “dialectically”）議論

を進んでいたのです」のだから、密輸逆々事件における税關の立場は（cf. *ibid.*, pp. 91, 80, 90）。

- (88) Cf. *ibid.*, p. 86.
- (89) *Ibid.*, p. 87.
- (90) Cf. *ibid.*, p. 89; *Natural Right*, p. 163.
- (91) Cf. Strauss, *Pol. Phil.*, p. 87.
- (92) Cf. *ibid.*, p. 93; *Natural Right*, p. 144.
- (93) Cf. Strauss, *Natural Right*, p. 164.
- (94) Cf. Strauss, *Pol. Phil.*, p. 44.
- (95) Yolton, loc. cit., p. 483,
- (96) Cf. John Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett (Cambridge, 1970), 2nd Treatise, § 6.
- (97) Cf. *ibid.*, loc. cit., § 54.
- (98) Cf. 'Locke's Letter to Lady Mordaunt', cited in *ibid.*, p. 89.
- (99) Cf. 'Locke's Letter to King', in *The Works of John Locke*, 10 vols., repr. of 1823 ed., vol. 10, p. 307.
- (100) Laslett, *op. cit.*, p. 108,
- (101) Cf. Gough, *op. cit.* (1st ed.), p. 70.
- (102) Cf. Strauss, *Natural Right*, pp. 276~7.
- (103) Gough, *op. cit.* (1st ed.), p. 70,
- (104) 且々の政治思想は「自然政治思想」の範囲に属するが、その例は、自然状態下に有する「ナチュラルの特權」を放棄する構成（2nd treatise, § 127）、「同意による共同体形成」（1.c., § 96）、「通常人自身による統治活動」（1.c., § 143）等であるが、要するに、個人による統治の根本的特徴として示したかったのは、

通常 "個人主義的" とされる形容詞が冠せられる時に意味する以上に、各人の自發的公共心——「他人の存在・願望・行動・必要を許す」かの傾向——がヨーロッパの暗々黙裡に存在したとする。Cf. Laslett's 'Introduction' to *Two Treatises*, pp. 101~9.

(15) 「ヨーロッパ政治思想の再検討(1)」 144頁。

(16) Strauss, *Natural Right*, p. 161.

(17) キヤウス、トシオ・クラーク、セリガードの「ヨーロッパ政治思想の再検証(1)」 19頁、1117頁注(32)を参照。ダヌンの「Consent」、pp. 153~5 参照。

(18) Cf. P. Laslett, 'The English Revolution and Locke's "Two Treatises of Government"', *Cambridge Historical Journal*, vol. 12, no. 1 (1956). じの論文は、少し修正された上で Laslett, *op. cit.* の「序文」中に収録された。エドワード・ラスレットの 'English Revolution' の表題、後者の「序文」全体を 'Introduction' to *Two Treatises* の脚註に記載。

(19) Laslett, 'English Revolution', pp. 44~5; 'Introduction' to *Two Treatises*, p. 50.

(20) *Two Treatises*, 1st treatise, § 106.

(21) ヨーロッパのヨーロッパ的発想の政治学が中心主題とする、「ふかだぬタイプの人間が共同体を支配すべきか」(前述、六七頁、参照)、ヒューリミー的状況に対する応答としての「誰が権力を握るべきか」の発想との間に、表現の異同を超えて、「通常の状況」に定位するかそれとも「極端な状況」に定位するか、生活様式のなかで考えるかそれとも従の理由と抵抗の理由(要するに権力の正統性)のなかで考えるか、という政治哲学の"質"もしくは"方位"に関わる重大な相違が横たわる。

(22) Monson, loc. cit., p. 133.

(23) Strauss, *Pol. Phil.*, p. 37.

(24) *Ibid.*, p. 305.

(15) 鹿田(六五頁)、参照。

(16) Cf. Strauss, *Pol. Phil.*, p. 305.

(17) Strauss, *Natural Right*, p. 222.

(18) Cf. *ibid.*, pp. 225, 227~8.

(19) 本節注(7)参照。ハーマン・ラードの状況が呼び起しつた宗教的個人主義は、E・ベーカーが「ハーマン」歴史的結果として「孤独な個人を全思想の軸回点とする」という観に転化していくのだといふ。同時に同じ論拠によつて「われわれが」の掛り知る無の内在的価値」たる個人人格の防衛・発展への寄与についても語られてゐる。Cf. Ernest Barker, *Essays on Government* (Oxford: at the Clarendon Press, 1965), pp. 96~7.

(20) A. P. d'Entreves, *The Medieval Contribution to Political Thought* (the Humanities Press, N. Y., 1959, 1st pub. 1939), p. 6.

(21) *Ibid.*, p. 5.

(22) ハーマン・ラードによれば、近代を中間的多元的集団の消失による国家と個人の直接的・無媒介的対峙として捉えて置く。Cf. Gierke, *Political Theories of the Middle Ages*, transl. by F. W. Maitland (Cambridge: at the University Press, 1922), pp. 99~100; Figgis, *Churches in the Modern State* (London: Longmans, 1913), esp. pp. 46~7.

(23) Messner, *Das Naturrecht* (Tyrolia-Verlag, Innsbruck, etc., 1969), S. 258. ベルナード・ザウビ「近代の自由主義の展開もまたそのかなりの部分を」の推進力によって支えられてゐる。アーティクル(ngl. *ib.*)。

(24) 竹下良文「J. W. ハーマン・ロックの政治哲学一八の研究」(『年報・政治学』1951年)および山崎時彦「ジム・ロック政治思想に関する研究」(『季刊法律学』第一三号、一九五三年)、参照。ハーマン・ロックの内容をなす資料項目が浜林正夫教授の手によってわが国に紹介されたのは、一九六二年(『史学雑誌』第七一卷、第六号、四六~八頁参照)。それ以前には同誌の第五八卷第四号、六九~七〇頁に「学界動向」の1節として「ロック」・タイム

「ズ」及び「ラスナー」の記事に基いて紹介がなされたのは止める)である、回<sup>ロ</sup>ト<sup>ク</sup>シ<sup>ハ</sup>ビ<sup>ツ</sup>ての我が國での情報源となる「レーデン」(W. von Leyden, *John Locke, Essays on the Law of Nature* (Oxford : at the Clarendon Press ; M. Cranston, *John Locke, a biography* (Longman) の出版は、それぞれ一九五四年、一九五七年であつた。

- (125) Leyden, 'John Locke and Natural Law', *Philosophy*, vol. 31, no. 116 (1956), p. 23.

(126) Philip Abrams, *John Locke: Two Tracts* (Cambridge, at the University Press, 1967).

(127) Leyden, *Essays (op. cit.)*.

(128) E. S. de Beer, ed., *The Correspondence of John Locke* (Oxford: at the Clarendon Press), vols. 1 (letters of 1650~1678, pub. 1976), 2 (letters of 1679~1686, pub. 1976), 3 (letters of 1686~1690, pub. 1978), 4 (letters of 1690~1694, pub. 1979). い) ① 輸入集のふじかに類似する形で現れる。

(129) ルックハーツ大書・エッセイ一函叢書 MS. Locke f. 11 ～ 14 ルックハーツ大書 MS. MSS. Locke f. 14, 27 ～ 29 ルックハーツ大書 MS. Locke e. 6 ～ 10 ルックハーツ Lemmata' 論。ルックハーツ Abrams, *op. cit.*, pp. 247~8; Philip Long, 'A Summary Catalogue of the Lovelace Collection of the Papers of John Locke in the Bodleian Library', *Oxford Bibliographical Society Publications*, new series, vol. 8 (1956), pp. 23, 41, 31 など。

(130) Raghuveer Singh, 'John Locke and the Theory of Natural Law', *Political Studies*, vol. 9, no. 2 (1961), p. 105 n.

(131) Cf. Leyden, 'John Locke and Natural Law', p. 29.

(132) Cf. John W. Lenz, 'Discussion: Locke's Essays on the Law of Nature', *Philosophy and Phenomenological Research*, vol. 17, no. 1 (1956), p. 105; Yolton, 'Natural Law', pp. 481~3.

(133) Cf. Abrams, *op. cit.*, p. 3.

(134) *Essay concerning Human Understanding*, ed. by Yolton, Bk. 1, ch. 1, 7 et 6.